

石川県感染症連携協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 感染症における関係機関間の協力により、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。)第10条の2第1項の規定に基づき、石川県感染症連携協議会(以下「連携協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 連携協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 感染症法第10条の規定に基づき策定する、感染症の予防のための施策の実施に関する計画(以下「石川県感染症予防計画」という。)の策定、評価、見直し等に関すること
- (2) 石川県感染症予防計画の効果的推進に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、連携協議会の目的を達成するため必要な事項に関すること

(組織)

第3条 連携協議会は、次に掲げる者(以下「委員」という。)をもって構成する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 感染症指定医療機関の代表
 - (3) 関係機関の代表
 - (4) 消防機関の代表
 - (5) 県の職員
 - (6) 保健所設置市の職員
- 2 委員が依頼時におけるそれぞれの所属機関等の役職を退いたときは、原則として、その後任の者が委員を務める。
- 3 連携協議会は、必要に応じ専門部会を開催することができる。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 連携協議会の会長は、委員のうちから互選し、副会長は委員のうちから会長が指名する。

- 2 会長は、連携協議会を代表し、連携協議会の座長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 連携協議会の会議は会長が招集する。

- 2 会長が必要と認める場合には、学識経験者等関係者の連携協議会への出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 連携協議会の庶務は健康福祉部健康推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、連携協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和5年6月23日から施行する。